

議長ノート第3部、附則D「登録簿」案文

豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、 ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

1. 附属書Bにおいて規定された排出抑制または排出削減を約束している附属書締約国は、割当量を正確に計算し、締約国の割当量の変動を追跡できるようにするため、コンピューター・データベースの形式で国内登録簿を作成し維持する¹⁾。
2. 各締約国は、締約国自身に代わって国内登録簿を維持し、必要となる機能（登録簿の「管理者」）を遂行する（政府または民間の）組織を指定する。
3. 登録簿には、本附則の附属書Yに述べる公開可能な最低限の関連データ要素を含める。
4. 登録簿はコンピューター・データベースの形態で保存される。登録簿は、取引を即時に行うことができると同時に、それぞれの認証された排出の削減量がある一つの登録簿及びあるひとつの口座のみに保有されるような仕組みとする。コンピューター・データベースの登録簿の形式は、本附則の附属書W²⁾に含まれる指針に合致させる。
5. CERの発行が決定された場合、理事会/事務局の権限に基づいて職務を遂行するシステム管理者は、CERに特有のシリアル番号を付す。
6. それぞれのCERはCO₂換算1メータートンで表される。シリアル番号は、a) CERが発行される約束期間、b) 発生国、c) 事業識別記号を明確にし、各CERを特有のものとする。
7. 各CERは一つの登録簿の一口座に保有する³⁾。

1) 締約国は第4条に関連する登録簿の問題にどのように対処するか検討しなければならない。

2) 将来において更に発展させる。

3) 締約国はどの登録簿にCERsを含めるか更に検討しよう。

8 . 附属書 B に規定された排出抑制または排出削減を約束している附属書 締約国が、当該締約国の国内登録簿に含まれるCERsを国内の法的組織が保有することを認める場合、これらCERsの所有者は国内登録簿の中でそれぞれ別の口座を持つことが義務づけられる。

附属書 Y : 締約国国内登録簿の公開可能な情報

・ 締約国の国内登録簿における最低限のデータ要素

別途注釈がある場合を除き、締約国の国内登録簿には下記のデータ要素を記載するものとする。

A. 口座に関する情報

各締約国の登録簿には、少なくとも当該締約国のシリアル番号付き割当量を含む口座、及び当該締約国による第3条1項の約束の履行を立証するために償却された割当量を保管する各約束期間における償却口座を含めるものとする。更に、附属書B締約国が国内登録簿の中で法的組織に対して割当量を所有することを認める場合、それぞれの割当量保有者に対して国内登録簿の中に口座を設けて割当量を表さなければならない。

1. 登録簿の各口座の名称：

これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：口座名。

2. 各口座の番号：

各口座とその口座が含まれている国内登録簿を明確にするために、特有の番号を付ける。口座番号は世界のすべての国について国際標準化機構（ISO）が定義し維持している2字コード（ISO 3166）を使用する。口座番号は、口座が含まれる登録簿の国別コードではじまり、その後登録コードと組み合わせれば識別可能となる数字がつづく（例えば、口座番号US-1009）。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：口座番号。

3. 各口座の種類：

これは口座の種類（例えば、償却口座）を識別する。償却口座の場合、この口座に含まれる単位が使われる遵守期間についても明記される。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：口座の種類、遵守期間。

4. 各口座の代表者：

これは、政府を代表する個人、或いは、場合により当該口座を保有する法的組織を識別する。代表者の氏名が識別される。これはデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：代表者名。

5. 各口座代表者の識別番号：

口座の各代表者がどの国内登録簿に口座を所有しているかを明確にするために、特有

の番号が付与される。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：代表者識別番号。

6．口座代表者への問い合わせ先：

これには口座代表者の郵送宛先住所、電話番号、ファックス番号及び/またはEメール・アドレスが含まれる。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：代表者郵送宛先住所、電話番号、ファックス、Eメール。

B. 割当量情報

これにはシリアル番号付きの単位で表された、各口座に保有されている割当量全てが含まれる。各シリアル番号は特異なもので、その単位が発行された約束期間及び発生国を明確にし、CERsについては事業識別記号が付加される（例えば、1-B0-1643-14）。シリアル番号は最初と最後の番号を表示することによりブロックで保有することができる。データベース書式でのデータ管理を容易にするには、これらの情報の保存をシリアル番号が付された単位を異なる分野毎に構成させることが役立つ（即ち、約束期間別、発生国別、最初シリアル番号別、最後のシリアル番号別、事業識別記号別）。

7．割当量の各ブロックに関連する約束期間：

約束期間コードは、シリアル番号の単位またはブロックが発行された約束期間を識別する番号とする（例えば、第一約束期間の2008～2012年は“ 1 ”と表示する）。これはデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：関連約束期間。

8．発生国：

CERsの場合、発生国は事業の受入締約国となる。発生国コードは2文字とし、ISOが世界のすべての国を対象に定義し維持している2字コード（ISO 3166）を使用するものとする。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：発生国。

9．割当量ブロックの最初のシリアル番号と最後のシリアル番号：

これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する。：最初のシリアル番号と最後のシリアル番号。

10．単位が発行される事業の識別コード：

第12条に基づく各CERsの発行に対して事業識別子を付けるものとする。同一の事業からであっても、一定期間後に発行される単位には、別の事業識別記号を付けるものとする。この事業識別記号コードは発生国の記号と合わせて識別可能な番号とする。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：事業識別記号。

C. 取引情報

取引には次の行為を含む：第12条に基づくCERsの形式による割当量の書き込み及び同一登録簿内または異なる登録簿間の一つの口座から別の口座への割当量の移動（第3条1項の約束への締約国の遵守を立証するための単位の償却口座への移動を含む）

11. 特有の取引番号：

登録簿における各取引には特有の取引番号を付ける。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：取引番号。

12. 取引の種類識別コード：

各取引は種類別に分けられる。例えば、“IC”というコードは第12条に基づくCERsの発行を意味し、“RT”というコードは償却口座への移転を意味する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：取引の種類。

13. 取引の日付：

各取引の日付を記録する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：取引の日付。

14. 取引に使われる口座：

各取引に関して、譲渡者と被譲渡者の口座番号を記録する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：譲渡者の口座番号と被譲渡者の口座番号。

15. 取引の現状：

各取引に関して当該取引が交渉中か、或いは、受入先登録簿/口座が当該取引を受け入れたか拒否したかを示すコードを記録する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：取引の現状。

D. CDM事業の情報

登録簿には、第12条に従ってCERsが生じるいかなるCDM事業についても下記の情報を含める。

16. 事業名：

これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する。：事業名。

17. 事業立地場所：

これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：事業立地場所。

18．CERsの発行年度：

これはCERsが発行される年度である。事業から各年度に発行される単位には新しい事業識別子を付けることに注意願いたい。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：発行年度。

19．事業に関する報告をダウンロードできるインターネット・アドレス：

第12条に基づくCERsの発行の都度、事業に関する報告をダウンロードできる“Uniform Resource Locator (URL)”を登録簿に記録する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：レポート・リンク。

20．事業登録年度：

これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：事業登録年度。

21．CERsの認証に関与する運営組織：

これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：運営組織。

．公開可能性

各登録簿は、関心ある者がそこに含まれる秘密扱いでない情報を検索し閲覧できるように、公開され入手可能なユーザー・インターフェースを提供する。ここで述べられた最低限の要素を含む登録簿は関心ある者に対して下記を含む(それだけに限定されない)各種の報告を検索できるようにする。

- 1．登録簿の現在の口座収支と口座保有状況。
- 2．登録簿の中の使用可能な(即ち、償却していない)CERsの数量。
- 3．各約束期間における遵守の目的で償却したCERsのリスト。
- 4．CERsの保有量の全ての変動リストとその理由。